平成２９年第２回江差町議会臨時会資料

資料１：江差町税条例の一部を改正する概要等【議案第１号関係】 …Ｐ　１

資料２：江差町国民健康保険税条例の一部を改正する概要等【議案第２号関係】 …Ｐ３２

資料３：土壌汚染対策法の概要等【議案第３号関係】 …Ｐ３４

資料1

江差町税条例の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
○ 第33条 （所得割の課税標準）	**2 法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化
○ 第34条の9 （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）	**3 規定の整備** 《平成29年4月1日適用》 第33条の改正に伴う所要の規定の整備
○ 第48条 （法人町民税の申告納付）	**4 法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備
○ 第50条 （法人町民税に係る不足税額の納付の手続き）	**5 法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備
○ 第61条⑧ （固定資産税の課税標準）	**6 法規定の新設及び法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定
○ 第61条の2 （法第349条の3第28項等の条例で定める割合）	**7 法律改正にあわせて新設** 《平成29年4月1日適用》 わがまち特例の割合を定める規定 ※家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業に係る家屋及び償却資産の課税標準額についての規定の整備
○ 第63条の2 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）	**8 法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正の方法の申出について規定
○ 第63条の3 （法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出）	**9 法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備。

○ 第74条の2 （被災住宅用地の申告）	10 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 被災市街地復興支援地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定
○ 附則第5条 （個人町民税の所得割の非課税の範囲等）	11 **法律改正にあわせて改正** 《平成31年1月1日施行》 控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備
○ 附則第8条 （肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）	12 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期間を3年間延長するもの
○ 附則第10条 （読替規定）	13 **法律改正にあわせて改正**
○ 附則第10条の2 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	14 **法律改正にあわせて改正及び新設** 《平成29年4月1日適用》 わがまち特例の割合を定める規定 ※特定事業者内保育施設及び都市緑地法の規定により整備された土地に係る固定資産税の特例について新たに新設 ※附則第10条の2第18項に限り、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行
○ 附則10条の3 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	15 **法規定の新設にあわせて新設及び改正** 《平成29年4月1日適用》 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定
○ 附則16条 （軽自動車税の税率の特例）	16 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、適用期限を2年延長するもの
○ 附則16条の2 （軽自動車税の賦課徴収の特例）	17 **法規定の新設にあわせて新設** 《平成29年4月1日適用》 軽自動車税の賦課徴収の特例について規定
○ 附則16条の3 （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）	18 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化。

○ 附則17条の2 （優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）	19 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの
○ 附則第20条の2 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）	20 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化
○ 附則第20条の3 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）	21 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化
○ 平成26年改正附則第６条	22 **規定の整備** 《平成31年10月1日施行》 附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備
○ 平成28年改正第1条の2	23 **法律改正にあわせて改正** 《平成29年4月1日適用》 第16条の2を削る規定
○ 平成28年改正第２条	24 **規定の整備** 《平成29年4月1日適用》 附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備

江差町税条例　新旧対照表

改正後	改正前
（所得割の課税標準）	（所得割の課税標準）
第３３条　（略）	第３３条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1)　第36条の２第１項の規定による申告書 (2)　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
５　（略）	５　（略）
６　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに	６　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに

提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1)　第36条の２第１項の規定による申告書 (2)　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
第３４条の９　所得割の納税義務者が、第33条第４項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第34条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第３４条の９　所得割の納税義務者が、第33条第４項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第２章第１節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第34条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２・３　（略）	２・３　（略）

（法人の町民税の申告納付）	（法人の町民税の申告納付）
第４８条　町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の８第１項、第２項、第４項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第１項、第２項、第４項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の４様式による納付書により納付しなければならない。	第４８条　町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の８第１項、第２項、第４項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第１項、第２項、第４項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定によつて、提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の４様式による納付書によつて納付しなければならない。
２　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の８第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	２　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の８第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
３　法第321条の８第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第５項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の４様式による納付書により納付しなければならない。	３　法第321条の８第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の４様式による納付書によつて納付しなければならない。
４　（略）	４　（略）

5　第３項の場合において、法第321条の８第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の２第３項に規定する町民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2)　（略）	5　第３項の場合において、法第321条の８第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については　　　　　、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の２第３項に規定する町民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2)　（略）
6　法人税法第74条第１項又は第144条の６第１項の規定により　法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第１項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の２第９項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の２第９項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について　同条第１項の規定の適用がないものとみなして、第18	6　法人税法第74条第１項又は第144条の６第１項の規定によつて、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項（同法第145条の８において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第１項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の２第７項（同法第145条の８において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の２第７項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について、同条第１項の規定の適用がないものとみなして、第18

条の２の規定を適用することができる。	条の２の規定を適用することができる。
７　法人税法第81条の22第１項の規定により　法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第２項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第２項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第２項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第１項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。	７　法人税法第81条の22第１項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第２項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第２項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第２項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第１項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。
（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）	（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）
第５０条　法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には　　　、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の４様式による納付書により　納付しなければならない。	第５０条　法人の町民税の納税者は、法第321条の２の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の４様式による納付書によつて納付しなければならない。
２　前項の場合においては、その不足税額に　法第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第１項、第２項又は第４項	２　前項の場合においては、その不足税額に、法第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第１項、第２項又は第４項

の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第４項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3　（略）	3　（略）
4　第２項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の５第４項に規定する町民税にあつては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	4　第２項の場合において、法第321条の８第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の５第３項に規定する町民税にあつては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）	(2)　当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）

によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間	によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間
（固定資産税の課税標準）	（固定資産税の課税標準）
第６１条　（略）	第６１条　（略）
２～７　（略）	２～７　（略）
８　法第349条の３又は第349条の３の４から第349条の５までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の３又は第349条の３の４から第349条の５までに定める額とする。	８　法第349条の３、第349条の４又は第349条の５の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前７項の規定にかかわらず、法第349条の３、第349条の４又は第349条の５に定める額とする。
９・10　（略）	９・10　（略）
（法第349条の３第28項等の条例で定める割合）	
第６１条の２　法第349条の３第28項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	
２　法第349条の３第29項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	
３　法第349条の３第30項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	
（施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出）	（施行規則第15条の３第２項の規定による補正の方法の申出）
第６３条の２　施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所	第６３条の２　施行規則第15条の３第２項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所

有者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を　町長に提出して行なわなければならない。	有者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、町長に提出して行なわなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋＿＿＿＿＿に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第１項から第３項までの規定による割合	(3)　区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第１項から第３項までの規定による割合
(4)　（略）	(4)　（略）
２　（略）	２　（略）
（法第352条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額の按分の　申出）	（法第352条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額のあん分の申出）
第６３条の３　法第352条の２第５項の規定による同条第１項第１号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第２号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按(あん)分の　申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。	第６３条の３　法第352条の２第５項の規定による同条第１項第１号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第２号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　法第352条の２第１項の規定により按分する　場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(5)　法第352条の２第１項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
２　法第352条の２第６項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の　申出は、同条第６項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第５号及び第４項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の３の３第１項に規定する被災年度（第３号及び第74条の２において　「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度	２　法第352条の２第６項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第６項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第５号及び第４項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の３の３第１項に規定する被災年度（第３号及び第74条の２において、「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度

（法第349条の３の３第１項に規定する避難の指示等（第74条の２において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の３の３第１項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の２において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の３の３第１項に規定する被災年（第74条の２において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日から起算して３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の３の３第１項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の２において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の２において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。	（法第349条の３の３第１項に規定する避難の指示等（第74条の２において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の３の３第１項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の２において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の３の３第１項に規定する被災年（第74条の２において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　法第352条の２第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(6)　法第352条の２第３項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
３　法第352条の２第７項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の３の３第３項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第６項」とあるのは「同条第７項の規定により読み替えて適用される同条第６項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地	３　法第352条の２第７項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の３の３第３項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第６項」とあるのは「同条第７項の規定により読み替えて適用される同条第６項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地

等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。	等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。
4　（略）	4　（略）
（被災住宅用地の申告）	（被災住宅用地の申告）
第７４条の２　法第349条の３の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第３項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第５号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日から起算して３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。	第７４条の２　法第349条の３の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第３項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第５号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
2　法第349条の３の３第１項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日から起算して３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする	2　法第349条の３の３第１項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。	）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。
附　則	附　則
（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）	（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）
第５条　当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第１項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。	第５条　当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が　350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第１項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）
第８条　昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。	第８条　昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。
２・３　（略）	２・３　（略）
（読替規定）	（読替規定）

第１０条　法附則第15条から第15条の３の２までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は法附則第15条から第15条の３の２まで」とする。	第１０条　法附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の５」とあるのは「若しくは　第349条の５又は法附則第15条、第15条の２若しくは第15条の３」とする。
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１０条の２　（略）	第１０条の２　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
７　法附則第15条第28項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	７　法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。
８　法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	８　法附則第15条第30項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。
９　法附則第15条第30項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	９　法附則第15条第31項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。
10　法附則第15条第32項第１号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。	10　法附則第15条第33項第１号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。
11　法附則第15条第32項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	11　法附則第15条第33項第１号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。
12　法附則第15条第32項第２号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	12　法附則第15条第33項第２号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。
13　法附則第15条第32項第２号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	13　法附則第15条第33項第２号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。
14　法附則第15条第32項第２号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	14　法附則第15条第33項第２号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。
	15　法附則第15条第36項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。

15　法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。	16　法附則第15条第39項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。
	17　法附則第15条第40項に規定する町の条例で定める割合は４分の３とする。
16　法附則第15条第39項に規定する町の条例で定める割合は５分の４とする。	18　法附則第15条第42項に規定する町の条例で定める割合は５分の４とする。
17　法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。	
18　法附則第15条第45項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。	
19　（略）	19　（略）
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　（略）	第１０条の３　（略）
２　法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第３項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。	２　法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第２項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
３　（略）	３　（略）
４　法附則第15条の８第４項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第７条第１項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第	４　法附則第15条の８第４項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第７条第１項＿＿＿の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第

21項第１号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。	21項第２号　に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
5　法附則第15条の８第５項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。	5　法附則第15条の８第５項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する　同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
(3)　（略）	(3)　（略）
6　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	6　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
7　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専用部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	7　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専用部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）

(4)　令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別	(4)　令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別
(5)　（略）	(5)　（略）
(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居住介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居住介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7)　（略）	(7)　（略）
8　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専用部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	8　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専用部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等
(6)　（略）	(6)　（略）
9　法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。	
(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	
(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	
(3)　家屋の建築年月日及び登記年月日	

(4)　耐震改修が完了した年月日 (5)　耐震改修に要した費用 (6)　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	
10　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3)　家屋の建築年月日及び登記年月日 (4)　熱損失防止改修工事が完了した年月日 (5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6)　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	
11　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写	9　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写

し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　施行規則附則第７条14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5)　施行規則附則第７条11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6)　（略）	(6)　（略）
（軽自動車税の税率の特例）	（軽自動車税の税率の特例）
第１６条　（略）	第１６条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第５項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	３　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
４　（略）	４　（略）
５　法附則第30条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場	

合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 ６　法附則第30条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 ７　法附則第30条第８項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （軽自動車税の賦課徴収の特例）	
第１６条の２　町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２　町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第8	第１６条の２　削除

3条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。 ３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 ４　第２項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第16条の２第２項の規定の適用がないものとした場合の当該３輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。	
（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第１６条の３　（略） ２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲	（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第１６条の３　（略） ２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第４項に規定する申告書＿＿＿＿を提出した場合＿＿＿＿

げる場合を除く。）に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項　及び第２項並びに第34条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。 (1)　第33条第４項ただし書の規定の適用がある場合 (2)　第33条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。	に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
３　（略）	３　（略）
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）
第１７条の２　昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項　において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額と	第１７条の２　昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第４項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の　規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ　当該各号に定める金額に相当する額と

する。 (1)・(2)　（略） ２　前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　（略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第２０条の２　（略） ２・３　（略） ４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号	する。 (1)・(2)　（略） ２　前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第９項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　（略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第２０条の２　（略） ２・３　（略） ４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の３第１項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1)　第36条の２第１項の規定による申告書 (2)　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	
５　（略）	５　（略）
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）
第２０条の３　（略）	第２０条の３　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1)　第36条の２第１項の規定による申告書	４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

(2)　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	
５　（略）	５　（略）
６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第20条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の同条第４項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。	６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第20条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。

江差町税条例の一部を改正する条例　　新旧対照表

附則第５条による改正（町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第８号））

改正後

附　則

第６条　平成２７年３月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る町税条例第82条及び　　附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第２号ア(2)	3,900円	3,100円
第82条第２号ア(3)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第２号ア(3)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第１項	第82条	町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第８号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第１項の表第２号ア(2)の項	第２号ア(2)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて

改正前

附　則

第６条　平成２７年３月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税　　　　に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる　　　　規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第２号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条第１項の表以外の部分	第82条	町税条例等の一部を改正する条例）（平成26年条例第８号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第１項の表第２号アの項	第２号ア	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて

		適用される第82条第２号ア(2)
	3,900円	3,100円
附則第16条第１項の表第２号ア(3)(i)の項	第２号ア(3)(i)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(3)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第１項の表第２号ア(3)(ii)の項	第２号ア(3)(ii)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(3)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

		適用される第82条第２号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

江差町税条例の一部を改正する条例　新旧対照表

附則第６条による改正（江差町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第17号））

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第１条の２　江差町税条例の一部を次のように改正する。
（中略）
附則第16条第２項から第４項までを削る。
附則16条の２を次のように改める。
第16条の２　削除

（江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
第２条　町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第８号）の一部を次のように改正する。
附則第６条の表新条例附則第16条第１項の表第82条第２号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改める。</td><td>第１条の２　江差町税条例の一部を次のように改正する。
（中略）
附則第16条第２項から第４項までを削る。

（江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
第２条　町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第８号）の一部を次のように改正する。
附則第６条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。
<table><tr><td>第82条第２号ア(2)</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">第82条第２号ア(3)(i)</td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>1万800円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">第82条第２号ア(3)(ii)</td><td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>附則第16条第１項</td><td>第82条</td><td>町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第８号。</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

第１条　略

		以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第１項の表第２号ア(2)の項	第２号ア(2)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(2)
	3,900円	3,100円
附則第16条第１項の表第２号ア(3)(i)の項	第２号ア(3)(i)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(3)(i)
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
附則第16条第１項の表第２号ア(3)(ii)の項	第２号ア(3)(ii)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(3)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附　則

（施行期日）

第１条　略

(1)　略 (2)　第１条中町税条例附則第16条の改正規定及び第２条の規定並びに附則第３条の２の規定　平成29年4月1日 (3)　略 (4)　第１条の２の規定及び＿＿＿＿＿第３条中町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）附則第６条第７項の表第19条第３号の項の改正規定（「第98条第１項」を「第81条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める部分に限る。）並びに附則第２条の２及び第４条の規定　平成31年10月１日	(1)　略 (2)　第１条中町税条例附則第16条の改正規定及び＿＿＿＿＿＿＿＿附則第３条の２の規定　平成29年4月1日 (3)　略 (4)　第１条の２及び第２条の規定並びに第３条中町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）附則第６条第７項の表第19条第３号の項の改正規定（「第98条第１項」を「第81条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める部分に限る。）並びに附則第２条の２及び第４条の規定　平成31年10月１日

江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要

改正条項	改正概要
○第２３条関係 （保険税の軽減）	１　低所得者の保険税に対する財政支援の強化（応益割保険税の軽減対象世帯の拡大）

①　２割軽減の拡大・・・軽減対象となる基準額を引き上げる。（収入ベースで１人あたり１万円増額）

（現　行）　基準額　３３万円＋<u>４８</u>万円×被保険者数　（給与収入　約２７８万円　３人世帯）

（改正後）　基準額　３３万円＋<u>４９</u>万円×被保険者数　（給与収入　約２８３万円　３人世帯）

②　５割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる。【収入ベースで１人あたり５千円増】

（現　行）　基準額　３３万円＋<u>２６．５</u>万円×被保険者数　【給与収入　約１８６万円、３人世帯】

（改正後）　基準額　３３万円＋<u>２７</u>万円　×被保険者数　【給与収入　約１８８万円、３人世帯】

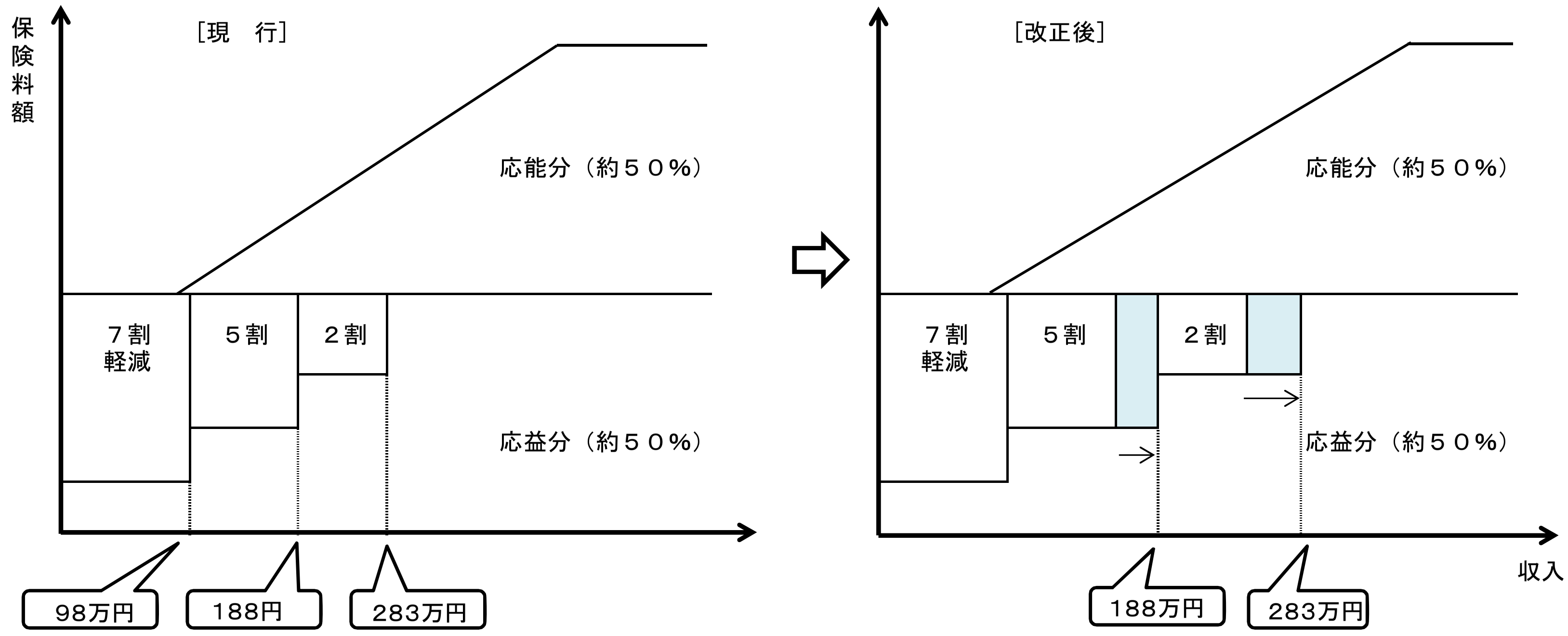

※　給与収入、３人世帯の場合

資料２

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第２３条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が５２０，０００円を超える場合には５２０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７０，０００円を超える場合には１７０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６０，０００円を超える場合には、１６０，０００円）の合算額とする。 （１）　（略） （２）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき、２７０，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） （３）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき４９０，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略）	（国民健康保険税の減額） 第２３条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が５２０，０００円を超える場合には５２０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７０，０００円を超える場合には１７０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６０，０００円を超える場合には、１６０，０００円）の合算額とする。 （１）　（略） （２）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき、２６５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） （３）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき４８０，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略）

区域の指定について

都道府県知事等は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けたとき、報告を受けた土地を、以下のとおり健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という）に指定します。

（1）要措置区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がある区域です。

健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要です。

（2）形質変更時要届出区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していませんが、土壌汚染の摂取経路がない区域です。

健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は必要ではありません。

「要措置区域」「形質変更時要届出区域」に指定されるまで

健康被害のおそれの有無の考え方
- 周辺の土地において地下水の飲用等があるかどうか
- 人が立ち入ることができる土地かどうか

土壌汚染状況調査結果を都道府県知事等へ報告

↓

土壌溶出量基準／土壌含有量基準を超える有害物質が
あるか**ない**か
（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準への適合性判断）

ない（基準適合）→ **規制対象外**

ある（基準不適合）↓

規制対象

健康被害のおそれが
あるか**ない**か

おそれあり ↓

要措置区域（法第6条）

土壌汚染の摂取経路があり、**健康被害が生じるおそれがある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域
- 汚染の除去等の措置を都道府県知事等が指示（法第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（法第9条）

おそれなし ↓

形質変更時要届出区域（法第11条）

土壌汚染の摂取経路がなく、**健康被害が生じるおそれがない**ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）
- 土地の形質の変更時に都道府県知事等に計画の届出が必要　（法第12条）

※　赤点線は、旧江差駅跡地が該当するところ。

江　差　町　殿

旧ＪＲ江差線跡地地質調査業務委託
土 壌 汚 染 状 況 調 査
（詳細調査）

報 告 書

平成２９年２月

調　査　実　施　機　関

環境省指定調査機関　２００３－１－１００２
名　称　NDS 日本データーサービス株式会社
代表者　代表取締役　石 原　知 樹
住　所　札幌市東区北 16 条東 19 丁目 1 番 14 号
TEL：011-780-1114　　FAX：011-780-1124
技術管理者　環境技術部　　小 林　創　㊞
（土壌汚染調査技術管理者証 第 0000078 号）

目　　次

１．業務目的 ……………………………… 1
２．業務内容 ……………………………… 1
３．調査対象地 ……………………………… 1
４．業務工程 ……………………………… 4
５．試料採取方法、測定方法、分析試験方法及び定量下限値 ……………… 5
６．調査結果 ……………………………… 7

巻末資料

① 測量平面図 ……………………………… 巻末１
② ボーリング柱状図 ……………………………… 巻末２
③ 地下水観測孔断面略図 ……………………………… 巻末３
④ 試料採取野帳 ……………………………… 巻末４
⑤ 調査状況写真 ……………………………… 巻末５
⑥ 計量証明書（土壌汚染対策法）……………………………… 巻末６

参考資料

① *Appendix-6.* 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法
② *Appendix-7.* 地下水試料採取方法
③ *Appendix-8.* 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法
④ *Appendix-9.* 土壌溶出量調査に係る測定方法
⑤ *Appendix-10.* 土壌含有量調査に係る測定方法
⑥ *Appendix-11.* ボーリング調査方法
⑦ *Appendix-15.* 測定方法に係る補足事項

【出典;土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）平成 24 年 8 月　環境省〔参考資料〕】

1. 業務目的

本業務は、調査対象地における土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号、最終改正 平成 26 年 6 月 4 日 法律第 51 号）に基づく鉛及びその化合物による汚染の状況を把握することを目的とする。

なお、本業務の詳細調査は、先行して行った「基本となる調査」の調査結果を踏まえ、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号、最終改正 平成 28 年 3 月 29 日 環境省令第 3 号）に基づいて行った。

2. 業務内容

業務項目及び内容を表１に示す。

表１　業務項目及び内容

業　務　項　目	内　　容		数　　量
計画準備	業務内容の把握、業務計画書の作成		1式
土壌調査業務	機械ボーリング	表層より10m	4孔
	土壌採取	表層から1m毎	40箇所
	地下水採取	表層から10mまでの中間部位	4箇所
土壌分析業務	土壌溶出量	鉛及びその化合物	40検体
	土壌含有量	鉛及びその化合物	40検体
	地下水	鉛及びその化合物	4検体
調査結果の整理	ボーリング柱状図の作成、分析結果の整理		1式
報告書の作成	土壌・地下水の汚染状況のとりまとめ		1式

3. 調査対象地

調査対象地位置図を図１に、調査地点位置図を図２に示す。

調査対象地は、図１に示す檜山郡江差町字陣屋町 127 番 4,5,6,8,9,10,11,12,13、129 番 27 の一部、字南が丘 7 番 157 の檜山郡江差町所有地内とした。

また、詳細調査で試料採取等を行った対象区画は、Ｂ－１－２、Ｂ－１－４、Ｂ－２－３及びＢ－３－２の４箇所とした。

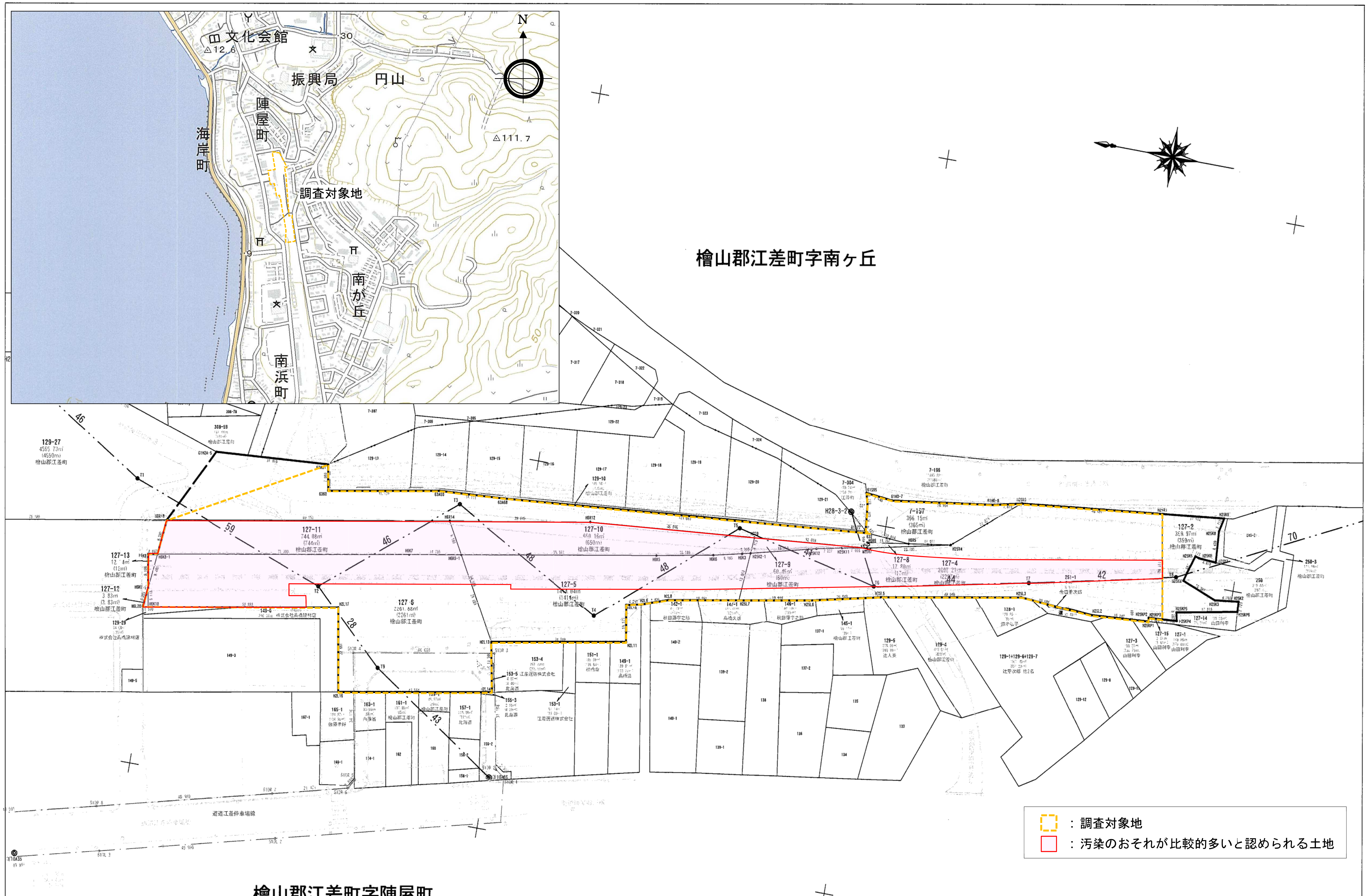

文化会館
振興局
円山
陣屋町
海岸町
調査対象地
南が丘
南浜町
N
檜山郡江差町字南ヶ丘
檜山郡江差町字陣屋町
：調査対象地
：汚染のおそれが比較的多いと認められる土地
S=1/1, 000

図１　調査対象地位置図

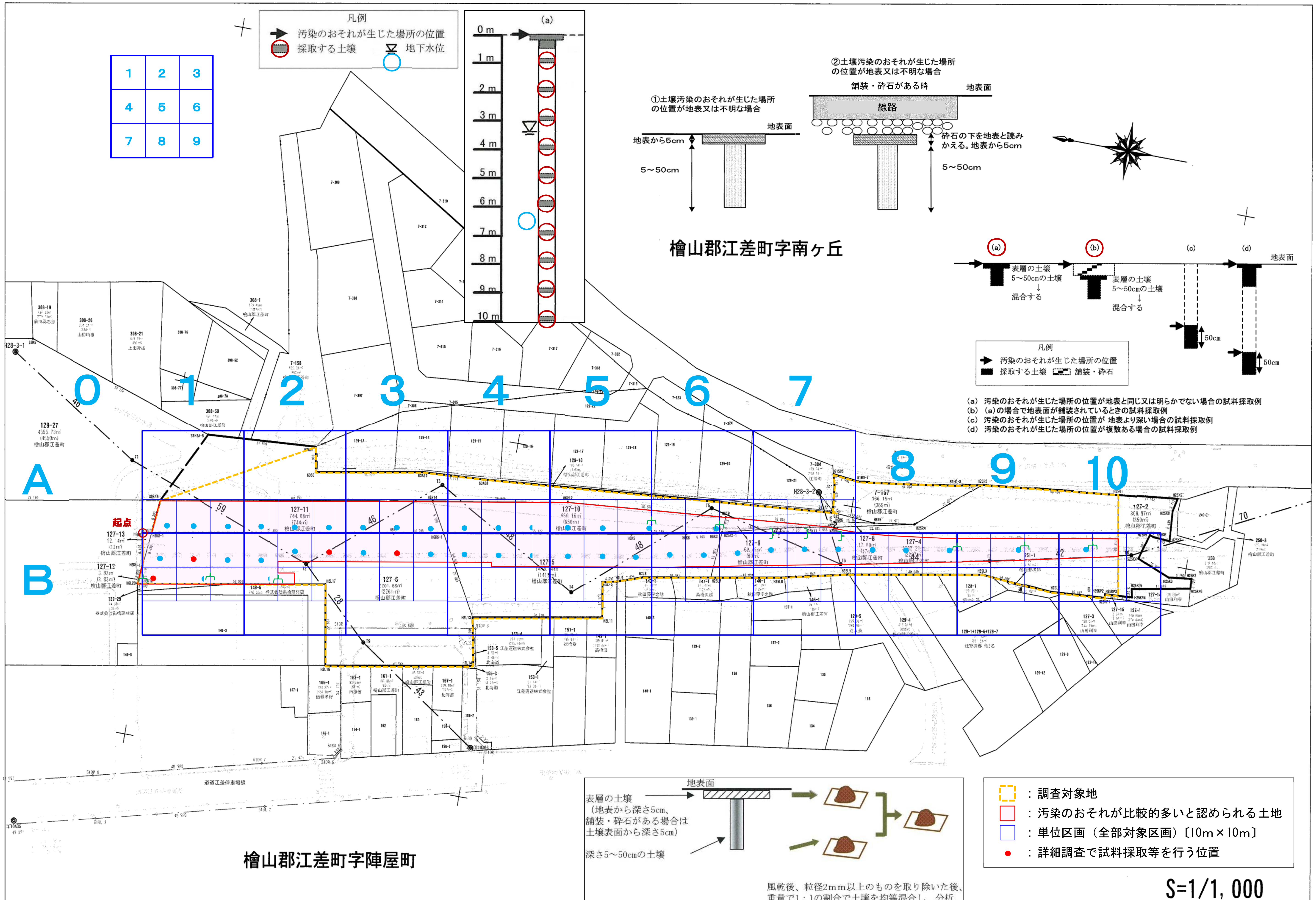
凡例
汚染のおそれが生じた場所の位置
採取する土壌
地下水位
(a)
0 m
1 m
2 m
3 m
4 m
5 m
6 m
7 m
8 m
9 m
10 m
②土壌汚染のおそれが生じた場所の位置が地表又は不明な場合
舗装・砕石がある時
地表面
線路
①土壌汚染のおそれが生じた場所の位置が地表又は不明な場合
地表面
地表から5cm
5～50cm
砕石の下を地表と読みかえる。地表から5cm
5～50cm
檜山郡江差町字南ヶ丘
(a)
(b)
(c)
(d)
地表面
表層の土壌
5～50cmの土壌
↓
混合する
表層の土壌
5～50cmの土壌
↓
混合する
50cm
50cm
凡例
汚染のおそれが生じた場所の位置
採取する土壌
舗装・砕石
(a) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同じ又は明らかでない場合の試料採取例
(b) (a)の場合で地表面が舗装されているときの試料採取例
(c) 汚染のおそれが生じた場所の位置が 地表より深い場合の試料採取例
(d) 汚染のおそれが生じた場所の位置が複数ある場合の試料採取例
0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
A
B
起点
127-13
127-12
127-11
127-10
127-9
127-8
127-7
127-6
127-5
127-4
127-2
129-27
檜山郡江差町字陣屋町
地表面
表層の土壌
（地表から深さ5cm、
舗装・砕石がある場合は
土壌表面から深さ5cm）
深さ5～50cmの土壌
風乾後、粒径2mm以上のものを取り除いた後、重量で1：1の割合で土壌を均等混合し、分析試料とする
：調査対象地
：汚染のおそれが比較的多いと認められる土地
：単位区画（全部対象区画）〔10m×10m〕
：詳細調査で試料採取等を行う位置
S=1/1, 000

図２　調査地点位置図

4. 業務工程

業務工程は以下のとおりである。

・計画準備
平成 29 年 1 月 19 日～24 日

・機械ボーリング
平成 29 年 1 月 25 日～平成 29 年 2 月 4 日（巻末資料のボーリング柱状図参照）

・土壌・地下水採取

ボーリング地点	土壌採取日	地下水採取日
Ｂ－１－２	平成 29 年 1 月 29 日～30 日	平成 29 年 2 月 8 日
Ｂ－１－４	平成 29 年 1 月 25 日～28 日	平成 29 年 2 月 8 日
Ｂ－２－３	平成 29 年 2 月 3 日～4 日	平成 29 年 2 月 8 日
Ｂ－３－２	平成 29 年 2 月 1 日～3 日	平成 29 年 2 月 8 日

・土壌・地下水分析
平成 29 年 2 月 6 日～平成 29 年 2 月 17 日（土壌溶出量及び土壌含有量）
平成 29 年 2 月 8 日～平成 29 年 2 月 17 日（地下水）

・調査結果の整理
平成 29 年 2 月 20 日～平成 29 年 2 月 22 日

・報告書の作成
平成 29 年 2 月 23 日～平成 29 年 2 月 24 日

5. 試料採取方法、測定方法、分析試験方法及び定量下限値

5.1 試料採取方法

試料採取方法を表２に示す。また、設置した地下水調査用の観測孔においては、水温及び地下水位を計測した。

表２　試料採取方法

調　査　項　目			試　料　採　取　方　法
第二種特定有害物質	鉛及びその化合物	土壌	機械ボーリングにより採取したコアを持ち帰り、分析室内でコア箱から、1m、2m、3m、4m、5m、6m、7m、8m、9m、10mの深さの土壌を10試料採取した（合計：4孔×10試料＝40検体）。 次に、分析室で採取した土壌を風乾後、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属性の 2mm の目のふるいを通過させた。
		地下水	図2の4地点に設置した深さ10mの観測孔を利用し、水中ポンプを用いて地下水を4試料採取した。 採取した地下水は、調査対象とする物質が付着、吸着又は溶出しない試料容器に分取した。また、現地で試料を10分から30分程度静置した後、上澄み液を孔径 0.45μm のメンブランフィルターでろ過し、保冷箱を利用して運搬した。

5.2 測定方法、分析試験方法及び定量下限値

測定方法を表３に、分析試験方法及び定量下限値を表４に示す。

表３　測定方法

調　査　項　目			測　定　方　法
第二種特定有害物質	鉛及びその化合物	土壌	・土壌汚染対策法施行規則第6条第3項及び同条第4項 ・土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 （平成15年3月6日環境省告示第18号） ・土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 （平成15年3月6日環境省告示第19号）
		地下水	・地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件 （平成15年3月6日環境省告示第17号）

表４　分析試験方法及び定量下限値

調　査　項　目		分　析　試　験　方　法	定量下限値
溶出量試験	検液の作成	平 3 環境庁告示第 46 号付表	
	鉛及びその化合物	JIS K 0102 の 54.3	0.005 mg/L
含有量試験	検液の作成	平 15 環境省告示第 19 号付表	
	鉛及びその化合物	JIS K 0102 の 54.3	10 mg/kg-dry
地下水試験	鉛及びその化合物	JIS K 0102 の 54.3	0.005 mg/L

6. 調査結果

6.1 分析試験結果

分析試験結果を先行して行った「基本となる調査」の結果とともに、表５に示す。このうち、基準を超過した区画を図３に示す。

深度方向の「詳細調査」の結果、調査対象とした区画の表層を除く全深度で「鉛及びその化合物」について、土壌汚染対策法施行規則第 28 条第 1 項の土壌溶出量基準及び同条第 2 項の土壌含有量基準以下であった。また、地下水についても同規則第 7 条の地下水基準以下であった。

6.2 土壌汚染の有無の評価

土壌汚染の有無の評価を表６に示す。

土壌汚染の有無の評価については、先行して行った「基本となる調査」のＢ－１－２、Ｂ－１－４、Ｂ－２－３及びＢ－３－２の調査対象区画において、表層試料（地表～0.5m）のみが土壌汚染対策法施行規則第 31 条に規定される「区域の指定に係る基準」を超過していた。

以上のことから、これらの対象区画は、表６に示すように「鉛及びその化合物」について、「基準に適合しない汚染状態にある土地」と評価され、地表から深度 1.0m までが汚染土壌となる。

表６　土壌汚染の有無の評価

調査対象区画	特定有害物質	土壌汚染の有無の評価	対象面積（㎡）	汚染深度（m）	対象土量（m3）
Ｂ－１－２	鉛及びその化合物	土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地	45.91	0～1.0	45.91
Ｂ－１－４		土壌溶出量及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地	100.00	0～1.0	100.00
Ｂ－２－３		土壌溶出量及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地	100.00	0～1.0	100.00
Ｂ－３－２		土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地	100.00	0～1.0	100.00

表５　土壌・地下水の分析試験結果（鉛及びその化合物）

採取深度	単位	調査対象区画				定量下限値	土壌溶出量基準 地下水基準
		B－１－２	B－１－４	B－２－３	B－３－２		
表層(0～5cm)＋(5～50cm)	mg/L (溶出量)	0.016	0.012	0.024	0.035	0.005	0.01 以下
１m		不検出	不検出	不検出	不検出		
２m		不検出	不検出	不検出	不検出		
３m		不検出	不検出	不検出	不検出		
４m		不検出	不検出	不検出	不検出		
５m		不検出	不検出	不検出	不検出		
６m		不検出	不検出	不検出	不検出		
７m		不検出	不検出	不検出	不検出		
８m		不検出	不検出	不検出	不検出		
９m		不検出	不検出	不検出	不検出		
１０m		不検出	不検出	不検出	不検出		
地下水	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		

採取深度	単位	調査対象区画				定量下限値	土壌含有量基準
		B－１－２	B－１－４	B－２－３	B－３－２		
表層(0～5cm)＋(5～50cm)	mg/kg -dry	60	200	210	90	10	150 以下
１m		不検出	不検出	不検出	不検出		
２m		不検出	不検出	不検出	不検出		
３m		不検出	不検出	不検出	不検出		
４m		不検出	不検出	不検出	不検出		
５m		不検出	不検出	30	不検出		
６m		不検出	不検出	不検出	不検出		
７m		不検出	不検出	不検出	不検出		
８m		不検出	不検出	不検出	不検出		
９m		不検出	不検出	不検出	不検出		
１０m		不検出	不検出	不検出	不検出		

※「不検出」とは定量下限値未満を表す。※ 着色した枠の値は基準超過を表す。※「表層(0～5cm)＋(5～50cm)」の値は、基本となる調査結果からの転記である。

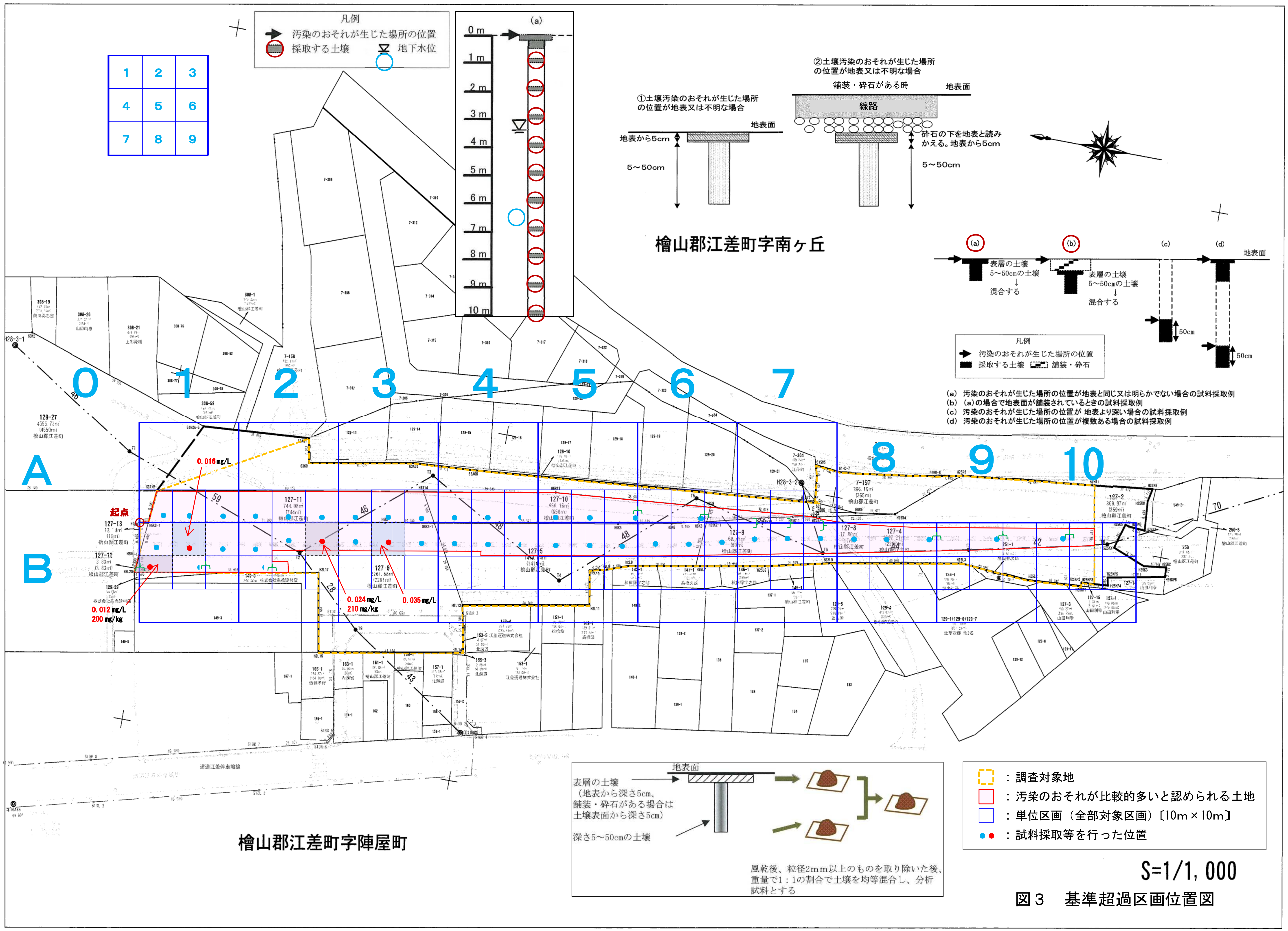

図３　基準超過区画位置図